

2022年3月10日

改正航空法の施行に関するコメント

航 空 連 合
事務局長 酒井 雄介

- 2021年6月4日、第204回国会で成立した「航空法等の一部を改正する法律案」(以下、改正航空法)のうち、ハイジャック・テロ等の危害行為の防止を目的として、航空機に搭乗する旅客等に対する保安検査の義務化、預入手荷物検査の受検義務化等の制度が、2022年3月10日に施行された。
- 改正航空法に基づき新たに策定された危害行為防止基本方針において「政府は各種施策の実施を通じて危害行為の防止のための主導的な役割を果たすこと」が明確となった。また、本日以降、各検査が法律により義務化されたことにより、保安検査員が検査拒否行為に対し、法的根拠をもとに厳格に対応できるようになったほか、違反者には罰則が科されることになった。
- 今後、改正航空法を適正に運用していくにあたっては、航空機の利用者に対し、制度の趣旨や変更点を、国の責任において確実に周知していくことが重要である。加えて、施行後の運用で明らかになった課題については、国や地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の関係者間で迅速に共有し、解決を図っていく必要がある。
- 改正航空法を実効性のあるものとし、航空保安体制を強化していくために、航空連合は現場の意見を集約し、関係者に対する働きかけを継続する。さらに、航空保安に関する責任主体の見直しや、保安検査の役割分担、適正な費用負担の在り方等、国会の附帯決議に付された残された課題に速やかに対応するよう、国に対して一層精力的に働きかけをおこなっていく。

以上